

令和8年1月 双葉町農業委員会 定例総会会議録

1. 日 時 令和8年1月22日（木）13時32分開会

2. 場 所 双葉町役場1階大会議室

3. 招 集 者 双葉町農業委員会会長 澤上 榮

4. 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

5. 出席委員

農業委員

議席1 鶴沼 久江 委員 議席2 井戸川 弘幸 委員 議席3 大森 成広 委員

議席4 山田 和男 委員 議席5 木幡 治 委員 議席6 林 和男 委員

議席7 志賀 睦 委員 議席8 澤上 榮 委員

農地利用最適化推進委員

渡辺 浩美 委員 高玉 正祐 委員 榎内 宏 委員

6. 職務のため会議に出席した者の氏名

参事兼農業振興課長兼農業委員会事務局長 中野 弘紀

農業振興課技査（農業委員会事務局併任） 石井 拓郎

農業振興課副主査（農業委員会事務局併任） 森田 詢平

7. 開会

【中野事務局長】

皆さんこんにちは。

少し遅れましたが只今から、双葉町農業委員会令和8年1月定例総会を開催いたしま

す。会長からあいさつをお願いします。

【澤上会長】

みなさん、こんにちは。改めまして今年もよろしく申し上げます。

本日は、許可申請が1件、協議事項が2件ございます。一つよろしく願いいたします。

【中野事務局長】

ありがとうございました。

議事に入ります前に、中野推進委員と新川推進委員より欠席の連絡をいただきました。

それでは、会長を議長としまして議事を進行いたします。会長、よろしく願いいたします。

【澤上会長】

ただいまの出席は8名です。定足数に達しておりますので、これより令和8年1月定例総会を開会いたします。

議事に入る前に事務局の方から、会務報告をお願いします。

【中野事務局長】

それでは資料をご覧ください。

まず、12月22日、12月定例総会。こちら双葉町役場1階大会議室、農業委員8名、農地利用最適化推進委員3名。そして私、中野と石井技査、森田副主査の3名で出席しております。

続いて、翌日12月23日、農地法第5条第1項の規定による工事完了報告に伴う現地確認を行っております。こちらは双葉町大字××地内で石井技査、森田副主査で調査を行っております。

それから1月13日、××字××地内に計画されている営農型太陽光発電設備事業に係る関係者の話し合いの場を設けさせていただきました。

こちら、太陽光発電設備事業者である××××から2名、それから土地所有者の方1名と××××。××行政区長である、××××氏。それから農業委員会からは志賀会長職務代

理者と井戸川委員が出席しております。

また、事務局3名とも出席しておりました。

以上になります。

【澤上会長】

それでは、本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付したとおりで、日程第1、議事録署名人の指名について、会議規則により、議長と出席委員の2名以上の委員となっておりますので、議事録署名人には3番の大森委員、それから4番の山田委員の両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして日程第2、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

【中野事務局長】

それでは資料をご覧ください。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので審議に付す。令和8年1月22日提出。双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

資料をご覧ください。

譲渡人は、住所が東京都××区××××、××××氏、譲受人は、住所が××県××市××××、××××氏で、所有権移転になります。

申請地は、双葉町大字××字×××、双葉町大字××字×××の計2筆になります。申請地面積は、合計×××㎡で地目がどちらも畑となります。

所有権移転後の農地の利用計画が記載されていますが、作付予定作物は柿、梅、玉ねぎ、馬鈴薯で、農機具等は所有していません。

また、農作業従事者は、2人としており、どちらも常時従事要件である年間作業日数150日を満たしていません。この点につきましては農業委員会での判断となりますが、県の農業会議に確認したところ、150日未満であっても、しっかり営農できることを確認し、農地が荒れる等の懸念がなく、維持管理していくことに問題が無い点を考慮し、判断していただければとのことです。

周辺地域との関係については、現状、畑として利用するため、周辺の農地利用に支障をきたすことはないと考えております。また、地域の水利調整、農地の利用調整に協力するとともに、農薬の利用についても地域の防除基準に従うとしています。

所有権移転をしようとする農地の登記事項全部証明書と位置図を添付しております。

また、生産計画書の栽培スケジュール及び作業日数積算書を添付しており、こちらにつきましては双葉農業普及所からの根拠資料も合わせて添付しております。

説明は以上になります。ご審議方よろしくお願いたします。

【会 長】

それでは、本件に係る調査を地区担当委員である木幡委員にさせていただいておりますので報告願います。

【木幡委員】

はい。それでは私の方から報告をさせていただきます。

譲渡人である××××さんについては、1月14日の夕方19時5分頃に電話で連絡をいたしました。

××××さんに今回の申請について確認したところ、××××さんに譲渡したいとのことで間違いありませんでした。

続きまして、譲受人である××××さんにつきましても、1月14日の夕方19時15分頃に電話で連絡をいたしました。

××××さんについても、今回の申請内容について間違いありませんとのことでした。その中で、営農計画についてもお話しをさせていただきまして、耕作をするということで了解を聞き取りました。

以上になります。

【澤上会長】

それでは本件について審議に入ります。

皆さんの方から質疑、ご意見等ありましたらお願いします。

【澤上会長】

××××さんと××××さんは親戚になるのか。

【木幡委員】

親戚かどうかは分からないが、出身は××と聞いている。

【澤上会長】

場所はどのあたりになるのか。

【木幡委員】

××の方に行く、お墓の上になる。

【中野事務局長】

場所については、資料に公図があるので確認願います。宅地は×××になります。

【井戸川委員】

×××は宅地なんだね。

【中野事務局長】

そして、×××がお墓になります。

【澤上会長】

××××さんは移住してくるということか。

【榎内推進委員】

移住というより、そもそも震災前に××××さんはこの家を買っていたが一度も住まないまま震災にあったと記憶している。

【中野事務局長】

震災前に買って、震災になり、除染解体してしまっているため、何れかのタイミングで戻ってきたいと考えており、その時には今回申請の農地の部分も取得したいと元から考えていたとのことです。

【澤上会長】

家はこれから作るの。

【中野事務局長】

××にも自宅があるのですぐにはできないが、いずれはと考えているようです。

農業委員会で議論になるのは、現在住んでいる××からの通作ができるのかという話になるかと思いますが、実際には果木になるため、それほど手間はかからないということで作業日数等の根拠資料を添付しております。

【志賀会長職務代理者】

一つよろしいですか。今回の件は畑で問題は無いと思うが、今後、田んぼで同じような事案が出てきた場合はどうするのか。例えば××から通うことになるが、水管理はできるのかという問題がある。

やはりこういった場合は相続で処理するのが一番いいと考えるが、その辺りを含め、農業委員会事務局として今後の基本的な考え方を伺いたい。

【中野事務局長】

志賀職務代理者からの話ですが、距離で判断するわけではなく、実際に営農ができるかどうかで判断します。よって今回、どのくらいの作業日数がかかるかという資料を出していただき、その日数は通作すると確認し受理しております。

よって、田んぼの場合であっても具体的に根拠資料を出していただき、聞取りのうえ、農業委員とも相談して、その都度判断していきます。

【澤上会長】

今回、畑だけなら問題は無いかな。

【井戸川委員】

×××は全て宅地ですよ。

【中野事務局長】

×××は高台にあり、周りの法面が結構険しいため実際に使えるのは限られております。なので、畑よりは果木が中心になるかと思えます。

【井戸川委員】

道路からの入口が狭いように見えるが、現在、家は建てられるのか。

【中野事務局長】

震災前には家が建っていたので、建築確認は取れていたものと考えております。

【澤上会長】

迷惑がかからないならよしとするか。地元でいいのであれば構わないと思うが。

他に質疑・ご意見ありませんか。

(「なし」の声)

【澤上会長】

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第1号の農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【澤上会長】

異議なしと認めます。

議案第1号は許可申請のとおり許可することに決定いたしました。

本日の議案審議は以上になります。

(13時56分 終了)

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

農業委員会 会 長 澤上 榮

議事録署名人 大森 成広

議事録署名人 山田 和男